国税の取扱いとの比較

償却資産に対する課税について、国税と比較すると次のとおりである。

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価(償却)の方法	一般の資産は定率法を適用 (固定資産評価基準別表第15に 定められた減価率を用いる) ※法人税法等の旧定率法で用いる減 価率と同率	○建物並びに平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制 ○定率法を選択した場合・平成24年度4月1日以降に取得された資産は「定率法(200%定率法)」を適用・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「定率法(250%定率法)」を適用・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認めていない	認めている
特別償却•割増償却	認めていない	認めている
増加償却	認めている	認めている
評価額の最低限度額 (償却可能限度額)	取得価額の5/100 (取替資産、鉱業用坑道を除く)	備忘価額(1円)まで
改良費(資本的支出)	区分評価(改良を加えられた資産 と改良費を区分して評価)	(平成19年3月31日以前取得) 合算評価(改良費と改良を加えられた 減価償却資産の取得価額を合算し て評価) (平成19年4月1日以後取得) 原則区分評価(一部合算評価)
少額の減価償却資産(使用可能 期間が1年未満又は取得価額が 10万円未満)	損金算入したものは課税対象とならない(本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象)	損金算入可能(法人税法施行令 133、所得税法施行令138)
一括償却資産(取得価額が20万円未満の減価償却資産)	損金算入したものは課税対象とならない(本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象)	3年間で損金算入可能(法人税法施 行令133の2、所得税法施行令139)
青色申告書を提出する中小企業 者等が租税特別措置法を適用し て取得した30万円未満の減価償 却資産	課税対象となる	損金算入可能(租税特別措置法28の 2、67の5)